

令和4年第4回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和4年4月6日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和4年4月15日
4. 出席農業委員 19名
- | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 1番 佐藤 易廣 | 2番 柳沼 正治 | 3番 八巻 長一 | 4番 寺島 武 |
| 5番 渡邊 政幸 | 6番 菅野 照 | 7番 鈴木 政浩 | 8番 穴戸 洋一 |
| 9番 阿部 忠幸 | 10番 浦山 公一 | 11番 大槻 孝徳 | 12番 吉田 浩重 |
| 13番 大橋 吉成 | 14番 千葉 利市 | 15番 長沢 壽幸 | 16番 佐藤 清光 |
| 17番 渡邊 茂 | 18番 土屋 洋一郎 | 19番 清野 直人 | |
5. 欠席農業委員 0名
6. 出席農地利用最適化推進委員 20名
- | | | | |
|-----------------------|-----------------------|------------|------------|
| 20番 佐藤 輝弥 | 21番 佐々本 春男 | 22番 大武 有子 | 23番 後藤 喜美江 |
| 24番 橘 典雄 | 25番 八島 市蔵 | 26番 高橋 敏明 | 27番 菊池 和彦 |
| 28番 齋藤 信夫 | 29番 佐藤 善一 | 30番 渡邊 みき子 | 31番 野田 源吉 |
| 32番 舟山 健一 | 33番 引地 秀樹 | 34番 八城 智広 | 35番 佐瀬 之人 |
| 36番 小賀坂 伸夫 | 37番 秋葉 武 | 38番 大和田俊一郎 | 39番 三浦 秀勝 |
| 40番 阿部 良夫 | 41番 津田 茂 | 42番 井上 林一 | 43番 八巻 博 |
7. 欠席農地利用最適化推進委員 4名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、事務局長補佐 大戸浩一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、副主幹 齋藤俊則、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 あっせん申出について
- 報告第1号 専決処分の報告について

10. 議 事

議 長 只今から、令和4年第4回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後14時30分宣告)

只今の出席委員は、農業委員19名、推進委員20名で定足数に達しております。よって令和4年第4回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、3番、八巻長一委員、4番、寺島武委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と菅井主事の2人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての補足説明を申し上げます。

1番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、贈与による所有権の移転です。

〇〇〇〇さんは、トラクター、噴霧機、軽トラック、管理機などの農業機械を所有し、家族で年間390日農業に従事しており、許可後の耕作面積は118aです。通作距離は、自宅から徒歩で5分ほどです。

2番と3番は、譲受人及び被設定人が同じでありますので一括して説明いたします。2番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転であります。3番は、〇〇〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇〇〇〇〇さんへの使用貸借権の設定10年であります。〇〇〇〇〇〇さんは、軽トラック、草刈機、噴霧機などの農業機械を所有しており、家族で年間540日農業に従事しております。許可後の耕作面積は49aです。通作距離は、自宅から車で15分ほどであります。

以上、3件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、霊山、月舘、白根、山舟生の30a、それ以外の地域は40aという下限面積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離、を満たしていることから、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、32番、舟山健一調査員お願いいたします。

32番委員 議案第1号の1番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

まず、本案件の取得理由については、議案書に記載のある経営拡大ではなく、譲渡人の〇〇〇〇さんからの申し出になります。1か月程前に、〇〇〇〇さんから、「実家の方に土地を戻したい」との相談がありました。それで、実家にお住まいの〇〇さんのお兄さんである〇〇〇〇さん、その子であり譲受人の〇〇〇〇さんに確認をしたら、「先祖の土地なので、取得しても構わない」という意見にまとまった訳であります。この土地につきましては、本家である〇〇〇〇さん、〇〇さんが、今までもずっと管理していた土地であります。そういった事で、許可相当であると思っておりますので、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2番と3番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1番委員 議案第1号の2番と3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。2番3番とも、譲受人は〇〇〇〇さんであります。2番案件は、〇〇〇〇さんが農業に従事できないため、〇〇〇〇さんに譲り渡すとの事です。3番の案件は、〇〇〇〇さんが高齢のため農業に従事できない事から、〇〇〇〇さんにお譲りする事にしたそうで、何ら問題の無い案件と見て参りました。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の3件の案件について、質疑を許します。

12番委員 はい。

議長 12番委員の発言を許します。

12番委員 1番の案件について先程、現地調査員から指摘があったんですけれども、議案の摘要欄には、おそらく申請書の内容が記載されてくるんだと思いますが、現地調査員である舟山委員が確認したところ、経営規模の拡大ではなくて、実家の方に戻す案件であるとのご発言がありました。議案書として、どのようにしてこちらを通すようになるのか。事務局に確認させてください。

農地係長 議案第1号の1番案件の摘要欄に関しましては、「相手からの要望」という形で修正いたします。

12番委員 ありがとうございました。

14番委員 はい。

議長 14番委員の発言を許します。

14番委員 1番の案件なんですけれども、3反歩ほど贈与を受けるという事なので、「規模拡大ではない」というのは、どうなのかなと考えます。規模拡大に当たるのではないのでしょうか。仮に、今まで譲受人が作っていたにしても、帳簿上は規模拡大ではないかと思います。いかがでしょうか。

農地係長 相手方の申し出によって、規模拡大している案件だと思いますので、「相手方の要望によるもの」と整理したいと思います。

18番委員 はい。

議長 18番委員の発言を許します。

18番委員 1番の案件についてなんですが、今まで議案上に「要望」という記載があった事は無かったかと思われます。贈与、売買、使用貸借権といった記述に対して要望という記述はそぐわないのでは。

農地係長 申請書に添付する補足資料に、「相手方からの要望」という項目がございます。相手方の要望によって設定された案件につきましては、今後はこれに基づきまして、摘要欄に記載していきたいと考えております。

18番委員 要望は贈与だったという事ですか。

農地係長 はい。

議長 そのほか、議案第1号の案件について、質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の3件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の3件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第2号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定30年です。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接統事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。以上、転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、7番、鈴木政浩調査員、お願いいたします。

7番委員 議案第2号の1番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたし

ます。昨日、伊達ふれあいセンター集合で、八城委員、佐々木委員、私、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。場所は、国道399号線沿いに、〇〇〇〇という店がありまして、そこから200メートルくらい北に行った所です。〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんの関係につきましては、親子です。今回、農家分家住宅という事で申請がありました。しっかりとした排水もある事から、現地に面している農地への悪影響も無いようですし、許可相当と見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第3号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」補足説明を申し上げます。

1番につきましては、令和3年5月25日付けにて一時転用許可し、令和4年2月25日付けで事業計画の変更をした事案であります。公共事業の現場仮設事務所敷地のため一時転用した案件であります。許可期間中の更なる災害発生により追加工事が発生したため、一時転用期間を更に延長する必要性が生じたため、事業計画の変更となりました。一時転用の期間は、令和4年3月28日まででしたが、今回の事業計画変更により令和4年8月31日までとなります。

以上、事業計画変更もやむを得ないと判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手多数）

議長 長 賛成多数。よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 長 次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第4号朗読説明）

今回提出された農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。なお今回、他市町村からの新規設定案件は、6ページの4番、7ページの10番となっておりますが、借り受け人は既に近隣農地を利用権設定によりまして、耕作実績があるとの事でございます。以上で議案の朗読説明を終了いたします。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 長 それでは、これより質疑に入りますが、議案第4号の案件については、○番、○○○○委員と、○番、○○○○委員が当事者となっております。対象となる案件は、賃借権設定に係る46番、47番、48番と、使用貸借権設定に係る7番の計4件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、その当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。

当事者分の賃借権設定および使用貸借権設定に係る4件を最後に審議することにし、それ以外の賃借権設定に係る62件、使用貸借権設定に係る17件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 長 それでは「異議なし」と認め、当事者分を除く賃借権設定に係る62件、使用貸借権設定に係る17件について、一括審議することといたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る３件、使用貸借権設定に係る１件を除く、それ以外の賃借権設定に係る６２件、使用貸借権設定に係る１７件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る４６番、４７番、４８番の３件、使用貸借権設定に係る７番を除く、それ以外の賃借権設定に係る６２件、使用貸借権設定に係る１７件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る４６番、４７番、４８番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号○番、〇〇〇〇委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号○番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

議 場 （議席番号○番、〇〇〇〇委員 退席）

議 長 これより質疑に入ります。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る４６番、４７番、４８番の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る４６番、４７番、４８番の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る４６番、４７番、４８番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号○番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議 場 （議席番号○番、〇〇〇〇委員 入室着席）

議 長 次に、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の使用貸借権設定に係る７番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号○番、〇〇〇〇委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号○番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

議 場 （議席番号〇番、〇〇〇〇委員 退席）

議 長 これより質疑に入ります。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の使用貸借権設定に係る７番の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の使用貸借権設定に係る７番の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の使用貸借権設定に係る７番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議 場 （議席番号〇番、〇〇〇〇委員 入室着席）

議 長 次に、議案第５号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第５号朗読説明）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第５号「あっせん申出について」の４件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第５号、「あっせん申出について」の４件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第５号「あっせん申出について」の４件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。１番と２番の案件について、梁川地区担当から２８番、齋藤信夫推進委員と、３８番、大和田俊一郎推進委員に、３番と４番の案件について、保原地区担当から２９番、佐藤善一推進委員と、３２番、舟山健一推進委員をお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしく願います。

議 長 次に、報告第１号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。
これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。
長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 4 年第 4 回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。（午後 1 5 時 1 5 分閉会）

11. 提出事項の顚末	議案第 1 号	許可決定
	議案第 2 号	許可決定
	議案第 3 号	承認決定
	議案第 4 号	承認決定

議案第 5 号 承認決定

12. この会議の議案	この議事録の末尾に綴る。
-------------	--------------

